

議案第 3 号

財産の貸付けについて

下記の財産を貸し付けたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 7 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 貸し付ける財産の内容

(1) 建物

名称	旧しみず保育園園舎
所在	橋本市清水 321 番地の 1
構造	鉄筋コンクリート造

(2) 土地

橋本市清水 321 番 1

2 貸し付ける相手方

所 在	橋本市清水 776 番地
名 称	山彦工房
代表者名	山上 薫誉

3 貸付条件

貸付金額	月額 43,000 円
貸付期間	5 年間